（第８面）

９．未達債務算出時点及び算出方法

（記載上の注意）

１．「未達債務算出時点」とは、各営業日における未達債務の額（法第43条第２項に規定する未達債務の額）の算出時点をいう。

２．「未達債務算出方法」は、為替取引に係る債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額として計上する場合にあっては、国内にある利用者と国外にある利用者を区分する方法を記載すること。

（第９面）

10．資金移動業の他に行っている事業の種類

（記載上の注意）

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

11．加入する認定資金決済事業者協会の名称

（第10面）

12．登録免許税領収書貼付欄

別紙様式第２号（第４条関係）

（日本工業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　　―　　）

申請者　住　　所

電話番号（　　）　　―

商　　号

代表者の氏名

国内における
代表者の氏名　　印

登　　録　　申　　請　　書

資金決済に関する法律第38条第１項の規定により資金移動業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。